

平成 29 年

第 8 回教育委員会定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成29年 第8回 <u>定例</u> ・臨時委員会 議事録		
委員会 日程		会場
開会日時	平成29年5月29日 午前 <u>・後</u> 3時30分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4階 大会議室
閉会日時	平成29年5月29日 午前 <u>・後</u> 4時55分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	議事録署名委員
教育長 渡邊 尚人		仲川 正道
1番委員 佐藤 辰夫		中村 友子
2番委員 仲川 正道		
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
議案説明のため出席した職員		
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 書記（庶務係）濱崎 賢一	社会教育課 課長 越前 範行	
傍聴人	有 <u>無</u>	有の場合、別紙のとおり
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第34号 学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について 議案第35号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について 議案第36号 佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について <報告事項> 1 学校の諸問題について 2 佐渡市奨学金条例の制定について <その他> 次回臨時会・定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後 3 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成 29 年度第 8 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、仲川委員と中村委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願いします。 ・ 次に、議案第 34 号から議案第 36 号まで及び報告事項 1 については、人事及び個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 全員挙手であります。 ・ それでは、議案第 34 号「学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について」、議案第 35 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」、議案第 36 号「佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、報告事項 1、学校の諸問題についてを秘密会といたします。 ・ 日程第 2、議案第 34 号「学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 【秘密会】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採決に移りますが、本件を原案どおり承認することに異議ございませんでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 34 号「学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 3、議案第 35 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 【秘密会】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ではこれより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 35 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 4、議案第 36 号「佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ 【秘密会】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、採決いたしますが、本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 36 号「佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ 次に、日程第 5、報告事項 1 に入ります。学校の諸問題についてですが、事務局の説明を求めます。最初にお諮りしたとおり、この件も報告事項ですが、秘密会ということになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【秘密会】 ・ では、次に、報告事項 2 に入ります。佐渡市奨学金条例の制定についてですが、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の市長の政策の一つとしまして、給付型に代わる奨学金、いわゆる全額免除する制度ということ今年度の施政方針並びに教育行政方針で掲載しております。今現在の佐渡市の奨学金の制度ですが、4つのパターンがございます。佐渡市の教育委員会は一番上の佐渡市奨学金制度を担当しております。以下誘致校の奨学金の貸し付け制度、貸与ですね。これは佐渡市の伝統文化と環境福祉の専門学校と佐渡保育専門学校、この2校に限定した奨学金制度です。その下が医療技術者奨学金の制度ですが、これはそもそもが旧両津の時代、両津市民病院の方で医療技術者をどうしても確保したいという当時の事情があり医療に従事する検査技師と薬剤師等について奨学金を貸与して一定期間両津市民病院で勤務すると返還を免除するという制度がありました。それについて佐渡市の方でも承継しています。 ・ 堀口基金の支援金制度、これが平成 19 年のときに小木地区出身の堀口智顕さんという方から当時 1 億の寄附を頂戴しました。その後寄附金を追加でいただいておりまして、合計 2 億の寄附を頂戴して、それを基金に積み立てて、これが給付型の奨学金です。上の 3 つは貸与です。一定の条件のもとに返還制度がございますが、堀口さんの基金はまさしく給付型です。今回市長から指示があり、幾つもある奨学金について整理をすることになりました。それで、堀口基金の支援金につきましては、寄附された方の意向もございませんので、一緒にするわけにはいかないということで、これはこれで単独で残していきます。 ・ それと、医療技術者の奨学金貸与制度ですが、これはあくまでも帰ってきた際に医療に限定して、医療に従事した場合減免になるような制度であります。 ・ 学校教育課の奨学金と誘致校及び地域振興課の奨学金につきましては、佐渡にUターンした人に対して奨学金の返還の免除を行うという制度でした。 ・ 学校教育課の奨学金の貸与制度でございますが、一時金として、1 学年は一時金の 50 万円、その他月額としまして 4 万円かける 12 月で年間 48 万円です。初年度だけは入学時にいろいろとお金が必要ということで 50 万円、これは本人が任意で借りるか借りないか決めてしていただきます。そうしま

すと、現在の制度では最高で242万円を貸与しております。借りた金額によって返還の年度を10年ないしは15年としています。120万円を超える場合は15年の返済期間を自動的に決定するシステムになっています。ここで242万円を借りた人は15年間で返済ということになります。そうしますと、今の制度は最大15年の半分ですから、7年半佐渡市内に勤務をしていただければ、貸した半額を免除すると。1年につき1年分の返還金を免除するという制度ですので、本来15年のうち半分、7年半勤めていただければ半額まで最高免除するという制度であります。それを今度これまでの誘致校の奨学金の貸与制度を包含した形で新制度を計画しております。

- 表の真ん中の制度で①、②、③、④とございますけれども、借りるパターンを想定しました。①、初年度130万、2年度以降100万、430万につきましては、設定の根拠は私学の理系です。そうしますと、おおむねこのくらいのいわゆる学費が必要だということで設定をしました。以下340万、260万、180万、これはいろいろと文化系、文系、あと入学金、授業料もそれぞれのパターンがありますので、教育委員会としまして430万円の基本パッケージをつくりまして、この4種類を想定してみました。
- 新制度と旧制度の決定的な違いについては、5年間連続で勤務をすると、全額を免除するという制度に切りかえるものです。今現在の教育委員会の制度は、1年につき1回1年分の返済額を免除するというようになっておまして、これは5年継続ではありません。返す年数が15年のパターンはいわゆる半額全部免除しますので、15年から7年半の貸与期間を佐渡市に勤務していただければ半分まで免除するという制度でございましたが、今度は5年連続という条件をつけました。ただし、5年連続の場合は、ここに書いてある全額を免除するという制度に切りかえるものであります。ここにはあくまでも4年制までのケースしか書いてございませんけれども、これが短大とか専門学校は、借りる年数が2年ないし3年。あとは最高6学年まで大学はございますので、例えば薬剤師とか、獣医師とかの制度になりますと、6年制になりますので、現在最高で630万円までいきます。今度の制度は、5年連続佐渡市に定住した場合、全額を免除するものでございます。
- ①、現行制度の希望による一時金、これを廃止します。これは、今現在一時金は50万円ですが、今後はいわゆる学費について、生活費ではなくて学費を全て貸与して、それを免除するかどうかという制度に切り替えます。入学金も含めた1年初年度については130万円とか、②のケースですと100万、それぞれ2年度以降貸付額を多くしております。その上で返還期間10年、15年、20年に設定します。その間佐渡に就労して5年を経過した場合、貸与額の全額を免除するという制度に切り替えます。
- ⑨ですが、奨学金の返還期間につきましては、10、15、20年と設定しましたが、このおおむねの年数を貸与額240万円以下は10年、240から360は15年、360を超える場合は20年とするという細かい区分けをさせていただきました。

- ②ですが、入学年度の貸与額は入学年度以外の貸与額に上乗せしてあります。上限 130 万の根拠は先ほど説明しました私立文系の入学金を参考にさせていただきました。貸与額につきましては、4 パターンがございます。①、これは入学年度 130 の 2 年度以降 100、以下④までのパターンといたしました。この申請時に①から④のいずれかのパッケージを選んでいただきました。原則これで後年度についても貸し付けていくということになります。在学中に異なるパターンに変更する場合も可ということにしました。今まで借りていたよりも増額してもよいし、減額してもよい、これは借りる本人の意向に沿うことにしました。④ですが、奨学金の貸与については予算の範囲内とします。対象人数を超えた場合は世帯所得、家族構成により選考します。
- 当初の制度の大きな違いの中に、現行の奨学金制度については所得の要件と成績要件があります。まず、申請の際に所得の要件が確実に出ておる人はその旨ご説明しますので、申請はしてきません。まれにぎりぎり通るのではないかということで申請をしてきた場合もありましたけれども、その場合は審査で対象外とします。今回の新制度については、いわゆる間口は広げて受け付けをします。所得要件によつての門前払いはしません。そうしますと、当然予算の範囲内という設定をしておかないと、幾ら予算が必要になるかわかりません。その際は別の審査になりますが、貸与を決める段階で選定したいと考えています。その要素は世帯の所得、あと家族構成等で、これを参考に選定していきたいと考えております。
- 平成 30 年度以降この新制度に移りますが、実際借りている人もいますので、貸与の継続者につきましては、現行の制度も利用することができるように選択することを可能とします。現在は最高で 2 年目、3 年目、4 年目については 48 万円の貸し付けしかありませんが、これでは足りないということになれば、新制度に 2 年以降 100 万、80 万、60 万という制度がございますので、こちらの方に切り替えることもできます。48 万円より少ない 40 万円の方に切り替えるのも可といたします。
- こうした理由の一つが、当初奨学金を貸す場合については連帯保証人をとりますので、連帯保証人の方に旧制度においては最高でも 240 万円の債務ということが確定します。これを保証するつもりでおった人が 2 年目以降、極端なことを言いますと、2 年から 100 万ずつ借りるということになると合計かなりの額になりますので、そういった場合は改めて連帯保証人の方の了解も取りつける必要があるだろうということもありますので、旧制度を利用することもできることにしました。
- ⑥ですが、現行制度で貸与を受けた場合、返還免除、猶予等につきましては、現行の制度を適用するものです。
- 今度問題になるのが、市内での就労でございますが、さまざまなケースを想定しておく必要があるかと考えております。これについては、サラリーマンであると当然源泉徴収票とか、会社から就労証明とか間違いなく出してもらおうことにはなりますが、問題は家事の手伝い、農業とか、漁業等が懸念

されますので、そういった場合について5年間の確認の手法を協議したいと思います。

- ・ あと高等学校につきましては、今の制度は一時金が10万円、月額1万円の制度がありますが、これについてはそのまま残します。これは、いわゆるUターンを促進する制度とは全く別に、そもそも就学が困難な人に貸与するのが目的の制度でしたので、高校に行く場合については現行の制度をそのまま残します。したがって、所得の要件とか、家族構成、制度そのものは現行の制度と併用しますが、全額免除の方向で対象にしたいと考えています。
- ・ 冒頭説明しました誘致校の条例につきましては、今回の条例で対応できると考えています。対応ができるというのは、これまでの誘致校の貸付金の額が今の私どもが所管している制度よりもかなり多額の金額を貸していたということがございました。今後は②のパターンくらいが標準らしいということで、おおむね対応できると考え誘致校の条例についてはこの際廃止をします。
- ・ これまでの誘致校の支払いの方法ですが、直接生徒さんに払うわけではなく、受領委任払いといいまして、貸し付ける生徒の方から委任状を出してもらい、学校の方に奨学金を支払うという形でしたが、今度は制度を一本化するということで、直接奨学生にお支払いを行うこととします。なお、現制度は、5月と9月、年2回に分けて本人に支払いしておりますが、誘致校の奨学金の制度については、これまで学校の方へ4月末まで支払いしていたということで、誘致校での奨学金の貸与者については4月中に学校に速やかに支払ってほしいということで、そのように対応をしている状況でございます。
- ・ 一番下、医療技術者の関係ですが、医療技術者については、これまで全額免除という規定がありませんでした。この際、5年医療機関に従事するという期間について、あわせて条例の改正を行います。
- ・ 連帯保証人につきましても、これまで現行の私どもの制度と相違がありましたので、これも統一する改正を行うことを考えております。
- ・ 就学困難の人の給付ということは全く考えなくて、あくまでも人口の減少対策に対する、いわゆる定住を目的とした制度に180度転換するような大きな制度改正を今回予定しております。
- ・ 本日、協議から報告にさせていただいた理由なんですけど、先週の金曜日にこのような話が市長と総務課を含めまして概要が決まりました。それで、今後は、この制度についてはあくまでも市長の施策ということでやらせていただきますので、教育委員のご意見をお聞きいたしますが、今後はおおむねこの内容に沿って条例改正をして、今回の6月の市議会の方に上程したいと考えています。

・ 渡邊教育長

- ・ 質疑に入ります。質疑ありましたらお願いします。
- ・ お金を貸すときに誘致校の1、2と書いてあるんですよね、下の方に。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<p>2のところに支払いは4月中に調整ということは、例えば最高額で430万円のパターンと1年度目は130万円を4月中にぽんと払うということですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。 ・ 月々ではなくて年度で一括で払うということですね。 ・ 1つ確認なんですけど、先程、県外の生徒もいいということでした。今島外に住所がある、例えば新潟市に住所があって高校に在籍していると。その人が今の時点で佐渡市に将来10年ぐらい就職したいということでこの奨学金は申請できるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できます。要は誘致校がそこに入ってくる学生さんに対して貸与するのも一つの目的ですから。 ・ この奨学金があるということがわかっている人は、そういうことができるということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際県外の人が入ってくるか、そこまで詳しくは調べてはいないのですが…… ・ 島内の高校生に限るのかと思ったら違うんですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違います。その学校をつくった以上は一人でも多くの生徒さんに来てほしいですね。それでつくったのが誘致校、せっかく誘致した。 ・ 今度はそこに佐渡の中に定住してほしいという気持ちが入るから、無償にすると。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ もともと無償の制度はあったんですが…… ・ 定住してほしいということですよ。 ・ 誘致校は佐渡市の施策としてやったわけですから、それに対して呼びやすいようにするという事は、私は筋は通ると思うんです。ただ時期が時期でほかのものごとちゃになるもんですから、なかなか難しい面がある。もう一つが、佐渡の看護専門学校がありますね。それは、結局これのどの位置づけに今度入ってくるのか。同じ形になるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護は厚生連でとえています。 ・ 佐渡看護に入るときに、例えば北海道からよく来るんだけど、他県から佐渡看護に入るとき医療技術奨学金は島外の生徒は受けられなかったと思うんです。たしかこの佐渡市の奨学金は。そうすると、今度は……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療系はそのまま残すんですが。 ・ これは残るので、これは市民生活課の方で。 ・ つまり島外の佐渡高看の生徒も受けられたんですか、これは。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみません、そこまで把握していません。 ・ 誘致校ではなかったんですか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 吉田 学校教 育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田 学校教 育課長 ・ 仲川委員 ・ 吉田 学校教 育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田 学校教 育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 吉田 学校教 育課長 ・ 佐藤委員 ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員 ・ 吉田 学校教 育課長 ・ 佐藤委員 ・ 吉田 学校教 育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘致校ではないです。だから、該当はしていませんね。 ・ 今度はそういうものを含まれるのか、新制度では。 ・ 新制度は…… ・ それは入っていない。 ・ 厚生連については…… ・ 入っていない。 ・ 厚生連は併用できるんです。厚生連の方が有利かどうかわかりませんけども。 ・ 誘致校じゃないけれども、厚生連の専門学校も該当するんですか。 ・ ここでいうと専門学校があるんですけど、もともと予定しています。 ・ 佐渡出身者でしょう。 ・ 佐渡市外から来て…… ・ こっちができるかということね。 ・ そういうこと。この学校はいいけど、この学校はだめだということが起こりはしないか。 ・ 厚生連との絡みはちょっと。 ・ 医療技術の方は、「佐渡市に住所を有する」という言葉がない。これだけない。 ・ 恐らく高校卒業する段階で申請したはずですので、そうすると佐渡市内にある高校の出身者しか情報が行き渡っていない。 ・ でも、これはこれからホームページとかに載ることはないですか。 ・ 載ります。 ・ 島外の人が厚生連を目指したときに、ああ、こういうのがあるんだと誤解されると言ったら失礼ですが、わかりにくいですね。判断しにくい。 ・ 厚生連のところまでそこまで。 ・ 今仲川委員が言った疑問点というのは、高校生向けの奨学金というのと誘致校向けの奨学金が一緒になることによって、佐渡市の奨学金制度に残っていたいわゆる医療専門学校への進学者もこの対象になるだろうということですよ。 ・ プラス島外の高校にいて、佐渡へ来る生徒について。 ・ そういう条件が今誘致校に該当するので、一緒になればそれも入ってくるだろうということですね。本来上は佐渡島内にいる高校生のためだったのが、一緒になることによってその条件もなくなってしまうんじゃないかということですね。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下のものはあくまでも佐渡市の医療技術が不足してきたということで、佐渡市には個人病院があると思うんですけども、そこに勤めればオーケーだと、5年間。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外から看護専門学校に来て看護師の免許とって佐渡市にずっと住んでくれば、それは施策としてはうまくいったことなので、私は悪いことじゃないと思います。奨学金を与えてもいいと思うんだけど、詰めておかないと、あの学校はいいけど、あの学校はだめだということになると、平等性がなくなるものだから。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのような想定を考えてみます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考えるといろいろ出てきますけれども、ほかに。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きなお金を予算の範囲とはいえ所得制限なしで貸し付けられる制度なものですから、かなり多くの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いくらぐらい予算措置できるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まだそこは出ていないんですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恐らく市長は、これまでのものでは効果があまり期待できないことから、かなりの予算をお考えになっているのではと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかに質疑等ございますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めてよろしいですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのほかこの件でありませんが、委員の皆様から何かありましたらお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に移ります。日程第6、次回の定例会の日程、開催日時についてです。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月30日でお願いしたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>(調整の結果、次回は6月30日に開催することに決定した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ では、以上で平成29年度第8回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午後4時55分終了